



# 奈良県産業廃棄物税について（答申）

令和5年12月5日

奈良県税制調査会

林 宏昭

上村 敏之

佐藤 主光

下山 朗

竹本 亨

横山 直子

## 産業廃棄物税について（答申）

令和 5 年 12 月 5 日  
奈良県税制調査会

奈良県産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、平成 16 年 4 月に法定外目的税として導入された。その後、条例施行後 5 年ごとに施行状況や社会経済情勢の推移等を勘案した見直しが行われており、現在、同条例においては、「平成 35 年度（令和 5 年度）を目途として、（略）必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ものとされている。

今般、本規定を踏まえ、令和 6 年度以降の本税制度のあり方について、奈良県より当調査会に意見を求められたため、所要の検討を行い、県に対し答申を行うものである。

### <産業廃棄物税の評価について>

奈良県における産業廃棄物に係る実績をみると、その排出量及び県内最終処分量については概ね減少傾向にあり、それぞれ平成 22 年度は 1,539 千 t・74 千 t であるのに対し、令和 2 年度は 1,433 千 t・60 千 t となっている。排出量に対する再生利用率についてはやや減少傾向にあり、平成 22 年度 48.3% に対し、令和 2 年度は 41.7% となっており、奈良県リサイクル製品認定制度などの事業を行うことにより、廃棄物の循環的利用を促進している。

また、不法投棄については、平成 30 年度実績は 10 件、投棄量 6,749t であったが、産業廃棄物税収を財源とした監視体制の強化やフリーダイヤルによる通報制度により、令和 3 年度実績はそれぞれ 1 件、10t となり大きく減少している。

これらの実績は、産業廃棄物税の効果として評価できるものである。

### <産業廃棄物税の使途事業について>

奈良県では産業廃棄物税の導入以来、県内において、条例の規定に基づき、①排出抑制・減量化、②再生利用、③適正処理の 3 本の柱を推進することとし、使途事業を実施している。

当調査会では、各柱の事業について所管課等に対して、事業内容や効果についてヒアリングを実施したところ、産業廃棄物税の使途事業の実施効果が一定認められた。しかし、一部事業において予算決算の乖離が見られるため、予算要求の段階で事業者ニーズに応えるような効果的な事業になるよう努めるべきである。

また、奈良県内の最終処分量の減少による産業廃棄物税の減収が予想されることから、税収を適切に見込み、その範囲内で使途事業を行うとともに、使途事業毎に効果を定量的に把握し、効果の高い事業に重点化する等の対策を考えていく必要がある。

### <産業廃棄物税の税率について>

奈良県では、産業廃棄物税の税率を1tあたり1,000円としており、これは、産業廃棄物の排出抑制を推進するという観点と、産業廃棄物の府県間の流出入を抑制するために考慮する必要がある他府県の税率とのバランスの観点から決められたものである。

近年大阪府からの産業廃棄物の県内最終処分場への流入量が増加傾向にあり、令和元年度実績で大阪府の最終処分量240tのうち約2割に当たる47tが県内最終処分場に流入している。税率の引き上げにより流入抑制効果が期待できると言う意見もあるが、広域行政の観点から関西広域連合や他府県との協調を考慮し、税率は据え置く方が望ましい。地方税法では、法定外目的税が地方団体間における物の流通に重大な障害を与える場合、総務大臣はその導入に同意しない旨が規定されていることを踏まえれば、今後も近隣府県からの流入状況を注視していく必要はあるが、産業廃棄物税を県外からの産業廃棄物の搬入抑制対策に重点をおいて設計することについては慎重に検討する必要がある。

また、産業廃棄物の排出抑制の観点から、現状でも一定の効果が認められるため、現行税率の継続が適当である。

### <産業廃棄物税の見直し規定について>

奈良県産業廃棄物税について、前述のとおり、税率と使途事業について引き続き5年間は継続とすることが望ましい。また、この税が、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため創設されたことに鑑み、今回議論した産業廃棄物税の評価や使途事業については、5年後に再度検討することが適当である。